

第8回 鬼北町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和6年2月20日(火) 午後1時30分～午後2時40分
2. 開催場所 中央公民館 3階 大会議室

3. 出席委員(12名)

1	山本信男	2	山本弥須弘	3	篠崎英明	4	渡邊康志
5	中本誉	6	兵頭正男	7	那須健一	8	山田耕二
9	清家壽秋	10		11	浅野剛志	12	毛利久志
13		14	谷口雄記				

4. 欠席委員(2名)

13	兵頭知幸	10	山下展輝				
----	------	----	------	--	--	--	--

5. 議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第33号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第34号 非農地証明願について
- 日程第5 議題第35号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について
- 日程第6 議題第36号 令和6年春季農業機械料金の設定について

6. 農業委員会事務局職員

局長	奥藤幸利	次長	丸山貴広	主査	濱田竜馬
----	------	----	------	----	------

7. 会議の概要

事務局	(司会進行)
会長	(会長挨拶)
事務局	(司会進行)
議長	<p>ただいまの出席委員は、<u>12</u>名であります。 <u>兵頭職務代理、山下農業委員、宇都宮推進委員、出口推進委員</u>より欠席の連絡を受けております。 定数に達しておりますので、これより第8回鬼北町農業委員会総会を開催いたします。</p>
議長	<p>これより本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、先日配布してあります次第のとおりといたします。 各委員のご協力をお願いします。</p>
議長	<p>日程第1 「議事録署名委員の指名について」 鬼北町農業委員会会議規則第39条の規定により、本日の議事録署名委員に1番 <small>やまもと のぶお</small> 山本 伸男 委員、2番 <small>やまもと やすひろ</small> 山本 弥須弘、以上の両委員を指名いたします。よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>日程第2 議案第32号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p>
議長	<p>順位1番について、<small>な すけんいち</small> 那須健一委員より説明願います。</p>
那須委員	<p>失礼します。議席番号7番 那須です。 議案第32号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番について説明をします。</p>
	<p>【議案書に基づき、議案第32号 順位1番 説明】</p>
那須委員	<p>2月15日に譲渡人、譲受人、芝推進委員、事務局2名、私の計6名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。</p>
	<p>【調査書に基づき、議案第32号 順位1番 説明】</p>
那須委員	<p>以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議長	<p>ただ今、那須委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見等なし)</p>
議長	<p>はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第32号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p>

各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第32号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	順位2番について、 ^{なかもとたかし} 中本 誉 委員より説明願います。
中 本 委 員	失礼します。議席番号5番 中本です。 議案第32号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第32号 順位2番 説明】
中 本 委 員	2月15日に譲受人、毛利推進委員、事務局2名、私の計5名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第32号 順位2番 説明】
中 本 委 員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしく願います。
議 長	ただ今、中本委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ございませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第32号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第32号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	順位3番について、 ^{しのざきひであき} 篠崎英明委員より説明願います。
篠 崎 委 員	失礼します。議席番号3番 篠崎です。 議案第32号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位3番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第32号 順位3番 説明】
篠 崎 委 員	2月15日に譲渡人、譲受人、橋本推進委員、事務局2名、私の計6名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第32号 順位3番 説明】
篠 崎 委 員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

	ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ただ今、篠崎委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第32号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位3番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第32号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位3番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議長	日程第3 議案第33号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。
議長	順位1番について、 ^{なかもとたかし} 中本誉委員より説明願います。
中本委員	議席番号5番 中本です。 議案第33号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」順位1番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第33号 順位1番 説明】
中本委員	2月15日に使用賃借人、毛利推進委員、事務局2名、私の計5名で現地調査を行いました。 続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第33号 順位1番 説明】
中本委員	以上により、申請地は転用しても問題ないと考えます。 ご審議の程よろしく申し上げます。
議長	ただ今、中本委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ございませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第33号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可相当にすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第33号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位1番は、許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議 長	順位 2 番について、 ^{わたなべやすし} 渡邊康志委員より説明をお願いします。
渡 邊 委 員	議席番号 4 番 渡邊です。 議案第 3 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」順位 2 番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第 3 3 号 順位 2 番 説明】
渡 邊 委 員	2 月 1 5 日に譲受人の父、杉本推進委員、事務局 2 名、私の計 5 名で現地調査を行いました。 続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第 3 3 号 順位 2 番 説明】
渡 邊 委 員	以上により、申請地は転用しても問題ないと考えます。 ご審議の程よろしくをお願いします。
議 長	ただ今、渡邊委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ございませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 3 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」、順位 2 番は申請のとおり許可相当にすることにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 3 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」、順位 2 番は、許可相当として県知事に意見を送付いたします。
議 長	日程第 4 議案第 3 4 号「非農地証明願について」を議題といたします。
議 長	順位 1 番について、 ^{わたなべやすし} 渡邊康志委員より説明をお願いします。
渡 邊 委 員	議席番号 4 番 渡邊です。 議案第 3 4 号「非農地証明願について」、順位 1 番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第 3 4 号 順位 1 番 説明】
渡 邊 委 員	2 月 1 5 日に、申請者の代理人、杉本推進委員、山本農業委員、事務局 2 名、私の計 6 名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第 3 4 号 順位 1 番 説明】
渡 邊 委 員	以上により、順位 1 番の申請地は非農地証明の対象とする土地に該当することを確認しました。ご審議のほどよろしくをお願いします。
議 長	ただ今、渡邊委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意ございませんか。

各 委 員	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第34号「非農地証明願について」、順位1番は申請のとおり承認することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第34号「非農地証明願について」、順位1番は申請のとおり承認することと決定させていただきます。
議 長	日程第5 議案第35号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題といたします。 順位1番から40番までを一括審議し、順位41番以降は該当委員退席後に審議します。 事務局より説明をお願いします。
事 務 局	【議案書に基づき、議案第35号 順位1番から40番まで 説明】
事 務 局	以上でございます。 ご審議の程よろしくお願いたします。
議 長	ただ今、順位1番から40番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ございませんか。
芝 委 員	すいません。この賃借料が全部8,000円みたいになっとるんですけど、面積に関係なく8,000円ということでもいいんですか。例えば一番最初の方が400㎡くらいでも8,000円、もう少し下の人は3,186㎡でも8,000円。
事 務 局	すいません、公社分はすべて反当りです。すいません、公社の分は反当りです。10a当たりです。
議 長	はい、他にございませんか。
各 委 員	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第35号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位1番から40番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第35号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位1番から40番につきましては、原案のとおり決定させていただきます。

議 長	篠崎委員は退席をお願いします。
	(篠崎委員 退席)
議 長	はい、それでは、順位 4 1 番について事務局より説明願います。
事 務 局	順位 4 1 番について説明します。
	【議案書に基づき、議案第 3 5 号 順位 4 1 番 説明】
事 務 局	以上でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。
議 長	ただ今、順位 4 1 番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ございませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 3 5 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位 4 1 番は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 3 5 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位 4 1 番は原案のとおり決定させていただきます。
議 長	事務局は篠崎委員を呼んできてください。
	(篠崎委員 着席)
議 長	清家委員は退席をお願いします。
	(清家委員 退席)
議 長	清家委員が退席されましたので、それでは、順位 4 2 番について事務局より説明願います。
事 務 局	順位 4 2 番について説明します。
	【議案書に基づき、議案第 3 5 号 順位 4 2 番 説明】
事 務 局	以上でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。
議 長	ただ今、順位 4 2 番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 3 5 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位 4 2 番は原案のとおり

	決定することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第35号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画（案）の決定について」、順位42番は原案のとおり決定させていただきます。
議 長	事務局は清家委員を呼んできてください。
	（清家委員 着席）
議 長	中本委員は退席をお願いします。
	（中本委員 退席）
議 長	それでは、順位43番から46番について事務局より説明願います。
事 務 局	順位43番から46番について説明します。
	【議案書に基づき、議案第35号 順位43番から46番 説明】
事 務 局	以上でございます。ご審議の程よろしくお願いたします。
議 長	ただ今、順位43番から46番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	（質問、意見等なし）
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第35号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画（案）の決定について」、順位43番から46番は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第35号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画（案）の決定について」、順位43番から46番は原案のとおり決定させていただきます。
議 長	事務局は中本委員を呼んできてください。
	（中本委員 着席）
議 長	日程第6 議案第36号「令和6年春季農業機械利用料金の設定について」を議題といたします。事務局より説明願います。
事 務 局	議案第36号「令和6年春季農業機械利用料金の設定について」を説明します。
	【議案書に基づき、議案第36号 説明】

事務局	以上で説明を終わります。
議長	ただ今、事務局からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
山本弥委員	はい、これ前年度と比較したときにですね、計算上いろいろあってこのような料金に改定されるんだと思うんですよ、代掻きとか荒おこしは事務局の説明で経費の増加等で若干上がっていると。田植えですね、田植えは前年度 7,000 円から 9,000 円から 9,000 円から 11,000 円に上がってます。計算上の経費の増加で上がるんでしょうけど、今度反対にやっってもらい農家にしたらですね米の価格も低減のままずっと来てますけどその考慮の方はされないですか。上がり幅がちょっと。
事務局	私の方から説明させていただきます。この機械の設定料金なんですが、実際、平成 28 年度、平成 29 年度くらいからずっと据え置きの状態で来ておりました。今回、秋季の分も多少値上げをさせてもらったのですが、実際、受けての方にお金が入るわけですが、機械がずっと高騰しているにも関わらずちょっと据え置きにしておいた分もちょっと今回一気に上がってしまったこともあるんですが。田植え機だけ今回見積もりを取った中で値段が上がった状態でちょっと秋季の時もうちょっと値は上げるべきかなって思っていたんですが、その、燃料の料金の見積りとか機械の料金の見積りとか取るタイミングにもよって機械の値段が下がったりですね、ということもありまして、今回田植え機だけ料金がちょっと大幅に上がりましたので、それを見越して今回、田植えだけ上がり幅が大きくなったような状態であります。
議長	山本委員よろしいですか。
山本弥委員	はい。
議長	はい、他にございませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 36 号「令和 6 年春季農業機械利用料金の設定について」、原案のとおり設定することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第 36 号「令和 6 年春季農業機械利用料金の設定について」、原案のとおり設定することといたします。
議長	以上で本日の議案の審議は全て終了いたしました。 ご協力ありがとうございました。
議長	以上で第 8 回鬼北町農業委員会総会を閉会いたします。

	議事録署名委員
	1 番
	2 番